

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
 ○福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則 六五
 ○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 六六

告 示
 ○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 六七

○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件 六七
 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 六七
 ○道路の区域を変更する件二件 六七
 ○道路の供用を開始する件二件 六七
 ○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 六七

公 告
 ○肥料の検査の結果の概要を公表する件 六七
 ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 六七
 ○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 六七
 ○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 六七
 ○落札者を決定した件二件 六七

規 則

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第九十一号

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員恩給条例施行規則（昭和三十二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

第十九号様式の二（裏）中

国家公務員等共済組合法	国
地方公務員等共済組合法	地
私立学校教職員共済組合法	私

家公務員共済組合法

方公務員等共済組合法

農林漁業団体職員共済組合法
退職共減金

立学校教職員共済組合法

済年金 障害共済年金 退職年金
額退職年金 障害年金

旧農林漁業団体職員共済組合法
特別退特別障例減額

職共済年金 特別障害共済年金 特
害農林年金 特別退職年金 特
退職年金 特別障害年金

執行官法

「三」 敷 行 町 界」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員恩給条例施行規則第九号様式の二による年金たる給付の受給に関する申立書は、改正後の福島県職員恩給条例施行規則第十九号様式の二による年金たる給付の受給に関する申立書とみなす。
(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第九十二号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「一号室、二号室、四号室、五号室、八号室、十一号室から十三号室まで、十六号室から二十三号室まで、二十六号室、二十八号室から三十号室まで」を「一号室、二号室、十二号室、十六号室、十八号室、二十三号室、二十六号室」に、「三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十四号室、十五号室」を「一号室から十号室まで、十三号室から十五号室まで、十七号室、十九号室から二十二号室まで」に、「二十七号室、三十一号室、三十二号室」を「二十七号室から三十二号室まで」に改め、同表福島県営居合団地の項中「一号室、五号室、七号室から十四号室まで、十六号室、十八号室から二十一号室まで、二十三号室、二十五号室、二十六号室、二十九号室及び三十号室」を「七号室、八号室、十号室から十四号室まで、十六号室、十九号室、二十号室、二十三号室、二十五号室及び二十九号室」に、「二号室から四号室まで、六号室、十五号室、十七号室、二十二号室、二十四号室、二十七号室及び二十八号室」を「一号室から六号室まで、九号室、十五号室、十七号室、十八号室、二十一号室、二十二号室、二十四号室、二十六号室から二十八号室まで及び三十号室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第八百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番二四、一〇番五〇、一一番一六、一二番一、一三番一、一四番一、一五番一、一六番一、一七番一、一九番及び二〇番の各一部、同市大越町上大越字入山一三番二の一部、同市大越町上大越字中平六〇番二先(道)、六〇番三、六〇番三先(道)、六〇番一、六〇番一二、八六番一及び八七番一の各一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番二及び六六一番

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)

又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番二四、一一番一六、一二番一、一三番一、一四番一、一五番一、一六番一、一七番及び二〇番の各一部、同市大越町上大越字入山一三番二の一部、同市大越町上大越字中平六〇番二先(道)、六〇番三、六〇番三先(道)、六〇番一、六〇番一二、八六番一及び八七番一の各一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番二及び六六一番

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(水・大気環境課)

福島県告示第八百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定を解除する区域
南相馬市小高区吉名字玉ノ木平七八番一号の一部で次の図に示す区域
 - 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし
 - 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
 - 三 講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による土壌含有量調査を実施した結果、土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。）
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 二九四号	白河市大信増見字北田 七七番一地从先から 同 市大信上新城字西 畑一二番地先まで	変更前	変更後	六・五〇 三三・五	七五〇・〇
				一一・五〇 四二・四	七五〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 延	長

県道矢吹 天栄線	白河市大信町屋字町屋 二四二番地先から 同 市大信町屋字町屋 九七番地先まで	の別	(メートル)	(メートル)
		変更前	A 六・六〇 一八・七〇	四四四・〇
変更後	A 六・六〇 一八・七〇	四四四・〇		
B 一一・〇〇 三一・八〇	四二七・〇			

(道路計画課)

福島県告示第八百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

県道喜多方河東線	喜多方市塩川町中屋沢 字刘麻山乙一五九〇番 三地先から 同 市塩川町中屋沢 字刘麻山乙一五九〇番 一八地先まで	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
		変更後	七・九〇 一一・三〇	二八・二二
変更後	九・一〇 一一・三〇	二八・二二		

(道路計画課)

福島県告示第八百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
一般国道四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字木戸口乙四 六三番二地先から 同 郡同 町下谷字木戸口乙四 五四番一地先まで	平成二十七年二月二七 日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
県道喜多方河東線	喜多方市塩川町中屋沢字刘麻山乙 一五九〇番三地先から 同 市塩川町中屋沢字刘麻山乙 一五九〇番一八地先まで	平成二十七年二月二七 日

(道路計画課)

福島県告示第八百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 相馬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画下水道事業(相馬市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和四十九年十月四日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和四十九年十月四日から平成二十八年三月三十一日まで
(変更後) 昭和四十九年十月四日から平成三十一年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十五年福島県告示第六百七十九号）の事業地のうち相馬市原釜字北谷地、字浜田、字仲田、字大津、字沼尻、字由沼、字蔵平、字金草及び字北高野、尾浜字須加畑、字北ノ入、字寺前、字二合田及び字細田、新沼字広須賀、中村字外並田、西山字水沢並びに成田字藤堂塚の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第八百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 会津坂下町
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業（会津坂下町公共下水道）
 - 三 事業認可の年月日 平成二十二年十二月二十五日
 - 四 事業施行期間（変更前） 平成二十二年十二月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
（変更後） 平成二十二年十二月二十五日から平成三十四年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十四年福島県告示第六百三十三号）の事業地に会津坂下町字上口甲、字成亥乙、字西ノ宮乙、字古屋敷甲、字光明寺東甲、字市中三番、字館ノ内、字館ノ内甲、字館ノ下甲及び字一丁田甲の全部の区域を加える。
同事業地に同町字市中三番甲、字市中四番甲及び字沢ノ目甲の一部の区域を加える。
同事業地のうち、同町字東上口甲、字古市乙、字上窪道北乙、字市中一番甲、字古町川尻、字茶屋町甲及び字市中新町甲の各一部の区域を全部の区域に変更する。
同事業地のうち、同町字上口、字館ノ下及び字市中二番甲の各一部の区域を変更する。
- 使用の部分 なし
- （下水道課）

公 告

公告第二百八十号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十七年七月から同年九月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

平成27年7月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名（及び商品名）	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
堆肥	本宮堆肥生産組合	あだたら有機堆肥特1号	1.0	0.8	0.9	39	163	4.7	16.7	48.4	
堆肥	鈴木光一郎	牛糞堆肥	0.5	0.9	0.4	6	44	0.6	18.3	76.2	
堆肥	株式会社パイテック	プレミアムバイオエース	2.9	3.9	3.1	39	373	9.2	8.9	22.8	
堆肥	柴田 徳男	愛着肥料	0.5	0.6	0.3	17	74	0.6	13.1	54.8	

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
平成27年9月分（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	保証票の検査 その他検査	
			項目	指摘	

指定配合肥料	片倉チツカリ ン株式会社	ペレット52号	TN、TP	事項	—	—	—
--------	-----------------	---------	-------	----	---	---	---

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
堆肥	石川 昌	牛ふん堆肥	0.3	0.3	0.2	0	46	0.4	17.3	69.8	

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業総合センター)

公告第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十七年十一月二十七日

土地改良区の名称
西郷村土地改良区
退任した役員
氏名
住所
理事 鈴木 通久 西白河郡西郷村大字熊倉字関根四二番地

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第284号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電離箱式測定装置 5式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号
- 5 落札金額
15,854,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年9月25日

（入札用度課）

公告第285号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子式個人線量計Ⅱ 2,665台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
23,313,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月2日

（入札用度課）